



浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金に関する条例を廃止する条例、浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例、浜松市母子保健センター条例を廃止する条例、浜松市事務分掌条例の一部を改正する条例、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例、浜松市協働センター条例の一部を改正する条例、浜松市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例、浜松市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 5 年 2 月 22 日

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市条例第5号

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(区の設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。</p> <p><u>(1) 中区</u></p> <p><u>(2) 東区</u></p> <p><u>(3) 西区</u></p> <p><u>(4) 南区</u></p> <p><u>(5) 北区</u></p> <p><u>(6) 浜北区</u></p> <p><u>(7) 天竜区</u></p> <p>2 (略)</p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 区及び区の事務所（第2条—第3条の2）</u></p> <p><u>第3章 区協議会（第4条—第15条）</u></p> <p><u>第4章 代表会（第16条—第21条）</u></p> <p><u>第5章 地域分科会（第22条—第28条）</u></p> <p><u>第6章 地区コミュニティ協議会（第29条）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第30条—第32条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>第2章 区及び区の事務所</u></p> <p>(区の設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。</p> <p><u>(1) 中央区</u></p> <p><u>(2) 浜名区</u></p> <p><u>(3) 天竜区</u></p> <p>2 (略)</p>

(区役所の分掌事務)

第3条の2 区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項

(3) 子どもに関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項

(区協議会の設置)

第4条 (略)

(区協議会の名称及び区協議会委員の定数)

第5条 (略)

(区協議会委員の選任)

第6条

(区役所の分掌事務)

第3条の2 区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、区民に身近な行政サービスに関する事項

第3章 区協議会

(区協議会の設置)

第4条 (略)

(区協議会の名称及び区協議会委員の定数)

第5条 (略)

(代表会及び地域分科会の設置)

第5条の2 中央区協議会及び浜名区協議会に、代表会及び地域分科会を置く。

2 代表会は、地域づくりに関する事項について審議するとともに、区協議会の運営に関する事項について調整することを目的とし、この章に規定する区協議会の事務を所掌する。

3 代表会の決議は、これをもって当該代表会を設置した区協議会の決議とする。

4 地域分科会は、地域づくりに関する事項について審議することを目的とする。

(区協議会委員の選任)

第6条 中央区協議会及び浜名区協議会の区協議会委員は、規則で定めるところにより、地域分科会ごとに、第22条に規定する当該地域分科会に属する区協議会委員の定数の範囲内で、当該地域分科会の所掌区域内

区協議会委員は、規則で定めるところにより、区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 (略)

(区協議会委員の任期)

第7条 (略)

2 区協議会委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

(区協議会の会長及び副会長)

第8条 (略)

2 会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。

3・4 (略)

(会長及び副会長の選任及び解任)

第9条

に住所を有する者のうちから市長が選任する。

2 天竜区協議会の区協議会委員は、規則で定めるところにより、天竜区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

3 (略)

(区協議会委員の任期)

第7条 (略)

2 区協議会委員は、1回に限り再任することができる。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(区協議会委員の失職)

第7条の2 中央区協議会及び浜名区協議会の区協議会委員は、第6条第1項の規定による選任に係る地域分科会の所掌区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

2 天竜区協議会の区協議会委員は、天竜区の区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(区協議会の会長及び副会長)

第8条 (略)

2 区協議会の会長 (次項及び第4項において「会長」という。)及び副会長 (第4項において「副会長」という。)の任期は、区協議会委員の任期による。

3・4 (略)

(区協議会の会長及び副会長の選任及び解任)

第9条 中央区協議会及び浜名区協議会の会長及び副会長は、それぞれの代表会の会長及び副会長をもって充てる。

会長及び副会長は、区協議会委員の互選により定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、区協議会に出席する区協議会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(区協議会の権限)

第11条 (略)

2 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市建設計画に関する事項

(2) 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項

(3) 基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項

(4) (略)

(5) 大規模な組織改編に関する事項

2 天竜区協議会の会長及び副会長は、天竜区協議会の区協議会委員の互選により定める。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、天竜区協議会の会長及び副会長を解任することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、天竜区協議会に出席する区協議会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(区協議会の権限)

第11条 (略)

2 第26条第2項の規定（第11条第1項各号に掲げる事項に係る部分を除く。）並びに第26条第3項及び第4項の規定は、天竜区協議会について準用する。

3 市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。

(1) (略)

(6) (略)

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項

3 (略)

(市及び市長等の責務)

第12条 (略)

2 市長その他の市の機関は、前条各項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

3 市長その他の市の機関は、前条各項に規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

(区協議会の会議)

第13条 区協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、区協議会委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、区協議会委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席する区協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、区協議会委員として議決に加わる権利を有しない。

(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項

4 (略)

(市及び市長等の責務)

第12条 (略)

2 市長その他の市の機関は、前条第1項、第3項及び第4項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

3 市長その他の市の機関は、区協議会に対し、前条第1項、第3項及び第4項の意見に対する回答をしなければならない。

4 市長その他の市の機関は、前条第1項、第3項及び第4項に規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。

(天竜区協議会の会議)

第13条 第27条の規定は、天竜区協議会の会議について準用する。

6 第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席する区協議会委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

7 会長は、必要があると認めるときは、区協議会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

(区協議会の委員会)

第14条 区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、区協議会委員のうちから区協議会において選任する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(区協議会の庶務)

第15条 区協議会の庶務は、当該区の区役所において行う。

(天竜区協議会の委員会)

第14条 天竜区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、天竜区協議会委員のうちから天竜区協議会において選任する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、天竜区協議会が定める。

(区協議会の庶務)

第15条 区協議会の庶務は、当該区の区役所及びその出先機関において行う。

第4章 代表会

(代表会の名称及び代表会委員の定数)

第16条 代表会の名称及び代表会に属する区協議会委員(以下「代表会委員」という。)の定数は、別表第4のとおりとする。

(代表会委員の選任)

第17条 代表会委員は、地域分科会ごとに、別表第4に定める地域分科会からの選出数の範囲内で、当該地域分科会に属する区協

議会委員の互選により定める。

(代表会の会長及び副会長)

第18条 代表会に会長及び副会長1人を置く。

2 代表会の会長（以下この章において「会長」という。）及び副会長（以下この章において「副会長」という。）の任期は、区協議会委員の任期による。

3 会長は、代表会の事務を掌理し、代表会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(代表会の会長及び副会長の選任及び解任)

第19条 会長及び副会長は、代表会委員の互選により定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、代表会に出席する代表会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(代表会の権限等)

第20条 代表会は、必要があると認める事項について、地域分科会に付託し、審議させることができる。

2 代表会は、第26条第1項の規定により

地域分科会から意見の提出があったときは、その意見を取りまとめ、市長その他の市の機関に提出するものとする。

3 代表会は、第12条第3項の規定により市長その他の市の機関から回答があったときは、その内容を関係する地域分科会に報告しなければならない。

(代表会の会議)

第21条 第27条の規定は、代表会の会議について準用する。

第5章 地域分科会

(地域分科会の名称及び所掌区域並びに地域分科会委員の定数)

第22条 地域分科会の名称及び所掌区域並びに地域分科会に属する区協議会委員(以下「地域分科会委員」という。)の定数は、別表第5のとおりとする。

(地域分科会委員)

第23条 第6条第1項の規定により選任された区協議会委員は、当該選任に係る地域分科会の地域分科会委員とする。

(地域分科会の会長及び副会長)

第24条 地域分科会に会長及び副会長1人を置く。

2 地域分科会の会長(以下この章において「会長」という。)及び副会長(以下この章において「副会長」という。)の任期は、区協議会委員の任期による。

3 会長は、地域分科会の事務を掌理し、地域分科会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域分科会の会長及び副会長の選任及び解任)

第25条 会長及び副会長は、地域分科会委員の互選により定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、地域分科会に出席する地域分科会委員の3分の2以上の同意があるとき。

(地域分科会の権限等)

第26条 地域分科会は、第20条第1項の規定により付託された事項について審議し、代表会に意見を提出することができる。

2 地域分科会は、第11条第1項各号に掲げる事項及び第29条第2項の規定による提案若しくは要望又は意見について審議し、必要があると認めるときその他地域づくりに関し必要があると認めるときは、市長その他の市の機関に対し、提案及び要望をし、並びに意見を述べることができる。

3 市長その他の市の機関は、地域分科会に対し、前項の規定による提案若しくは要望又は意見に対する回答をしなければならない。

4 地域分科会は、前項の規定による回答があったときは、その内容（第29条第2項

の規定による提案若しくは要望又は意見に係るものに限る。)を関係する同条第1項に規定する地区コミュニティ協議会に報告しなければならない。

(地域分科会の会議)

第27条 地域分科会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、地域分科会委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、地域分科会委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席する地域分科会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、地域分科会委員として議決に加わる権利を有しない。

6 第4項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席する地域分科会委員の3分の2以上の同意をもって決するものとする。

7 会長は、必要があると認めるときは、地域分科会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

8 前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

(地域分科会の委員会)

第28条 地域分科会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会

を置くことができる。

2 前項の委員会の委員は、地域分科会委員のうちから地域分科会において選任する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域分科会が定める。

第6章 地区コミュニティ協議会

(地区コミュニティ協議会)

第29条 市長は、地域住民による地域振興及び地域課題の解決を目的として組織された団体を地区コミュニティ協議会として認定することができる。

2 地区コミュニティ協議会は、地域分科会又は天竜区協議会に対し、地域振興及び地域課題の解決に関して提案及び要望をし、並びに意見を述べることができる。

3 市は、地区コミュニティ協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるほか、必要な支援を講じるものとする。

4 市と地区コミュニティ協議会との調整その他必要な事務は、区役所及びその出先機関において行う。

5 前各項に規定するもののほか、地区コミュニティ協議会の認定その他必要な事項は、市長が別に定める。

第7章 雑則

(連絡調整)

第30条 (略)

(区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整)

第31条 市長は、第11条第3項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設

(連絡調整)

第16条 (略)

(区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整)

第17条 市長は、第11条第2項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設

置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。

(委任)

第18条 (略)

別表第1 (第2条関係)

区	区域
中 区	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町
	相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町(1番地から1813番地までを除く。) 法枝町(1番地から210番地まで) 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目

置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。

(委任)

第32条 (略)

別表第1 (第2条関係)

区	区域
中 央 区	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町
	相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町 法枝町 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町

	海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早 馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜 町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒 町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁 目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅 三丁目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高 林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高 林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上 島三丁目 上島四丁目 上島五丁目 上 島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁目 曳 馬二丁目 曳馬三丁目 曳馬四丁目 曳 馬五丁目 曳馬六丁目 和合北一丁目 和合北二丁目 和合北三丁目 和合北四 丁目
東 区	植松町 将監町 神立町 西塚町 上西 町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬師町 薬新町 安新町 安 間町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原 島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井 上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武 町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁目 有玉台二丁目 有玉台 三丁目 有玉台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四 丁目 半田山五丁目 半田山六丁目
西 区	西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平 松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内 町 協和町 庄和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台 二丁目 大平台三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町 浜田 舞阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄 踏町山崎 雄踏一丁目 雄踏二丁目 こ これらの町字に隣接する浜名湖
南 区	渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見 町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺

北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中 沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助 信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一 丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一 丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四 丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘 一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘 四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小 豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁 目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁 目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁 目 上島二丁目 上島三丁目 上島四丁 目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁 目 曳馬一丁目 曳馬二丁目 曳馬三丁 目 曳馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁 目 和合北一丁目 和合北二丁目 和合 北三丁目 和合北四丁目 植松町 将監 町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和 田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬 師町 薬新町 安新町 安間町 材木町 龍光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市 野町 小池町 中田町 原島町 天王町 下石田町 笠井町 笠井上町 笠井新 田町 豊町 豊西町 恒武町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉北町 有 玉南町 有玉西町 半田町 有玉台一丁 目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉 台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半田山三丁目 半田山四丁目 半田山 五丁目 半田山六丁目 西山町 神ヶ谷 町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江 町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人 見町 古人見町 和地町 湖東町 大山 町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 館山寺町 庄内町 協和町 庄 和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台二丁目 大平台 三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜 台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜 台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都 呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町弁 天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄踏 一丁目 雄踏二丁目 渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚 町 下飯田町 頭陀寺町 本郷町 西伝 寺町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 岸野

	町 本郷町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老間町 古川町 立野町 四 本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛 町 大柳町 兎野町 御給町 下江町 富屋町 西町 東町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福島町 松 島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠 州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊子町 三 島町 瓜内町 (1番地から1813番地まで) 白羽町 中田島町 寺脇町 福塚町 法枝町 (1番地から210番地までを除く。) 田尻町 新橋町 堤町 米津町 小沢 渡町 倉松町 御本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町
北 区	初生町 三方原町 東三方町 豊岡町 三幸町 大原町 都田町 滝沢町 鷺沢 町 根洗町 新都田一丁目 新都田二丁 目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都 田五丁目 細江町小野 細江町気賀 細 江町中川 細江町広岡 細江町三和 引 佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒淵 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町柄窪 引佐町兎荷 引佐町西久 留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引 佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町 別所 引佐町の場 引佐町三岳 引佐町 谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町 宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三 ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町 駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日 町津々崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日 町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 これらの字に隣接す る浜名湖及び猪鼻湖
浜 北 区	寺島 中条 横須賀 高畑 西美蘭 東 美蘭 油一色 本沢合 道本 沼 貴布 祢 小林 善地 高蘭 竜南 新野 新 堀 八幡 永島 上善地 小松 内野 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三 丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁 目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地 台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四大地 西中瀬一丁目 西中瀬二丁 目 西中瀬三丁目
天 竜 区	二俣町二俣 二俣町大園 二俣町阿蔵 二俣町鹿島 二俣町南鹿島 山東 次郎 八新田 大谷 船明 只来 横川 横山 町 月 小川 相津 伊砂 大川 佐久 谷山 西雲名 東雲名 熊 神沢 大 栗安 西藤平 東藤平 阿寺 芦窪 長 沢 懐山 石神 上野 両島 青谷 渡 ヶ島 米沢 日明 緑恵台 春野町領家 春野町堀之内 春野町胡桃平 春野町

	町 御給町 下江町 富屋町 西町 東 町 長田町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福島町 松島町 遠州浜一丁 目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州 浜四丁目 楊子町 三島町 白羽町 中 田島町 寺脇町 福塚町 田尻町 新橋 町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 御本町 高塚町 増楽町 若林町 東若 林町 初生町 三方原町 東三方町 豊 岡町 三幸町 大原町 根洗町 これら の町字に隣接する浜名湖
浜 名 区	都田町 滝沢町 鷺沢町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田 四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細 江町気賀 細江町中川 細江町広岡 細 江町三和 引佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒淵 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町柄窪 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引 佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東 黒田 引佐町別所 引佐町の場 引佐町 三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 神宮寺 町 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ 日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾 奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久米 三 ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町 都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日町釣 三 ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町 平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三 ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 寺島 中条 横須賀 高畑 西美蘭 東美蘭 油一色 本沢合 道本 沼 貴布祢 小 林 善地 高蘭 竜南 新野 新堀 八 幡 永島 上善地 小松 内野 内野台 一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染 地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁 目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四 大地 西中瀬一丁目 西中瀬二丁目 西 中瀬三丁目 これらの字に隣接する浜名 湖及び猪鼻湖
天 竜 区	二俣町二俣 二俣町大園 二俣町阿蔵 二俣町鹿島 二俣町南鹿島 山東 次郎 八新田 大谷 船明 只来 横川 横山 町 月 小川 相津 伊砂 大川 佐久 谷山 西雲名 東雲名 熊 神沢 大 栗安 西藤平 東藤平 阿寺 芦窪 長 沢 懐山 石神 上野 両島 青谷 渡 ヶ島 米沢 日明 緑恵台 春野町領家 春野町堀之内 春野町胡桃平 春野町

谷山	西雲名	東雲名	熊	神沢	大
栗安	西藤平	東藤平	阿寺	芦窪	長
沢	懷山	石神	上野	兩島	青谷
渡	ヶ島	米沢	日明	緑恵台	春野町領家
春野町堀之内	春野町胡桃平	春野町			
和泉平	春野町砂川	春野町大時	春野		
町長蔵寺	春野町石打松下	春野町田黒			
春野町筏戸大上	春野町五和	春野町			
越木平	春野町田河内	春野町牧野	春		
野町花島	春野町杉	春野町川上	春		
野町宮川	春野町気田	春野町豊岡	春		
野町石切	春野町小俣京丸	佐久間町浦川			
佐久間町川合	佐久間町半場	佐久間			
町中部	佐久間町佐久間	佐久間町奥領			
家	佐久間町相月	佐久間町戸口	佐		
久間町上平山	佐久間町大井	水窪町奥領			
家	水窪町地頭方	水窪町山住	龍		
山町大嶺	龍山町戸倉	龍山町下平山	龍		
山町瀬尻					

別表第2 (第3条関係)

名称	位置	所管区域
中区役所	浜松市中区元城町103番地の2	中区の区域
東区役所	浜松市東区流通元町20番3号	東区の区域
西区役所	浜松市西区雄踏一丁目31番1号	西区の区域
南区役所	浜松市南区江之島町600番地の1	南区の区域
北区役所	浜松市北区細江町気賀305番地	北区の区域
浜北区役所	浜松市浜北区貴布祢3000番地	浜北区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第3 (第5条関係)

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中区	中区協議会	20人以内
東区	東区協議会	20人以内
西区	西区協議会	25人以内
南区	南区協議会	20人以内
北区	北区協議会	25人以内
浜北区	浜北区協議会	20人以内
天竜区	天竜区協議会	25人以内

和泉平	春野町砂川	春野町大時	春野
町長蔵寺	春野町石打松下	春野町田黒	
春野町筏戸大上	春野町五和	春野町	
越木平	春野町田河内	春野町牧野	春
野町花島	春野町杉	春野町川上	春
野町宮川	春野町気田	春野町豊岡	春
野町石切	春野町小俣京丸	佐久間町浦川	
佐久間町川合	佐久間町半場	佐久間	
町中部	佐久間町佐久間	佐久間町奥領	
家	佐久間町相月	佐久間町戸口	佐
久間町上平山	佐久間町大井	水窪町奥領	
家	水窪町地頭方	水窪町山住	龍
山町大嶺	龍山町戸倉	龍山町下平山	龍
山町瀬尻			

別表第2 (第3条関係)

名称	位置	所管区域
中央区役所	浜松市中央区元城町103番地の2	中央区の区域
浜名区役所	浜松市浜名区貴布祢3000番地	浜名区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第3 (第5条関係)

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中央区	中央区協議会	80人以内
浜名区	浜名区協議会	40人以内
天竜区	天竜区協議会	20人以内

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第3の次に次の2表を加える。

別表第4（第16条・第17条関係）

区協議会	代表会の名称	代表会委員の定数	地域分科会からの選出数
中央区協議会	中央区代表会	8人以内	各2人以内
浜名区協議会	浜名区代表会	8人以内	各4人以内

別表第5（第22条関係）

区協議会	地域分科会の名称	所掌区域	地域分科会委員の定数
中央区協議会	中地域分科会	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町 中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 肴町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛冶町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禅寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町（1番地から1813番地までを除く。） 法枝町（1番地から210番地まで） 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁	20人以内

	<p>目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二 丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁 目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高林五丁目 上 島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四 丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁目 曳馬二丁目 曳馬三丁目 曳 馬四丁目 曳馬五丁目 曳馬六丁目 和合北 一丁目 和合北二丁目 和合北三丁目 和合 北四丁目 初生町 三方原町 東三方町 豊 岡町 三幸町 大原町 根洗町</p>	
東地域分科 会	<p>植松町 将監町 神立町 西塚町 上西町 丸塚町 上新屋町 宮竹町 大蒲町 子安町 和田町 天龍川町 篠ヶ瀬町 北島町 薬 師町 薬新町 安新町 安間町 材木町 龍 光町 長鶴町 白鳥町 松小池町 中里町 中野町 国吉町 上石田町 市野町 小池町 中田町 原島町 天王町 下石田町 笠井 町 笠井上町 笠井新田町 豊町 豊西町 恒武町 貴平町 常光町 流通元町 中郡町 西ヶ崎町 大島町 大瀬町 積志町 有玉 北町 有玉南町 有玉西町 半田町 有玉台 一丁目 有玉台二丁目 有玉台三丁目 有玉 台四丁目 半田山一丁目 半田山二丁目 半 田山三丁目 半田山四丁目 半田山五丁目 半田山六丁目</p>	20 人以内
西地域分科 会	<p>西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野 町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大 山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白 洲町 館山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村楡町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一 丁目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台 四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁 目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都呂一丁目 志都呂二丁目 舞 阪町 舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞 阪町弁天島 雄踏町字布見 雄踏町山崎 雄 踏一丁目 雄踏二丁目 これらの町字に隣接 する浜名湖</p>	20 人以内
南地域分科 会	<p>渡瀬町 三和町 飯田町 青屋町 鶴見町 新貝町 大塚町 下飯田町 頭陀寺町 本郷 町 西伝寺町 安松町 石原町 金折町 老 間町 古川町 立野町 四本松町 芳川町 恩地町 参野町 都盛町 大柳町 兎野町 御給町 下江町 富屋町 西町 東町 長田 町 河輪町 三新町 江之島町 西島町 福 島町 松島町 遠州浜一丁目 遠州浜二丁目 遠州浜三丁目 遠州浜四丁目 楊子町 三 島町 瓜内町(1番地から1813番地まで) 白 羽町 中田島町 寺脇町 福塚町 法枝町(1</p>	20 人以内

		番地から 210 番地までを除く。) 田尻町 新橋町 堤町 米津町 小沢渡町 倉松町 御本町 高塚町 増楽町 若林町 東若林町	
浜名区協議会	北地域分科会	都田町 滝沢町 鷺沢町 新都田一丁目 新都田二丁目 新都田三丁目 新都田四丁目 新都田五丁目 細江町小野 細江町気賀 細江町中川 細江町広岡 細江町三和 引佐町井伊谷 引佐町伊平 引佐町奥山 引佐町金指 引佐町狩宿 引佐町川名 引佐町黒渕 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町白岩 引佐町田沢 引佐町田畑 引佐町栃窪 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町花平 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町的場 引佐町三岳 引佐町谷沢 引佐町横尾 神宮寺町 三ヶ日町宇志 三ヶ日町大崎 三ヶ日町大谷 三ヶ日町岡本 三ヶ日町上尾奈 三ヶ日町駒場 三ヶ日町佐久米 三ヶ日町下尾奈 三ヶ日町只木 三ヶ日町都筑 三ヶ日町津々崎 三ヶ日町釣 三ヶ日町鶴代 三ヶ日町日比沢 三ヶ日町平山 三ヶ日町福長 三ヶ日町本坂 三ヶ日町摩訶耶 三ヶ日町三ヶ日 これらの字に隣接する浜名湖及び猪鼻湖	20 人以内
	浜北地域分科会	寺島 中条 横須賀 高畑 西美菌 東美菌 油一色 本沢合 道本 沼 貴布祢 小林 善地 高菌 竜南 新野 新堀 八幡 永島 上善地 小松 内野 内野台一丁目 内野台二丁目 内野台三丁目 内野台四丁目 平口 染地台一丁目 染地台二丁目 染地台三丁目 染地台四丁目 染地台五丁目 染地台六丁目 上島 中瀬 豊保 於呂 根堅 尾野 宮口 新原 大平 堀谷 灰木 三大地 四大地 西中瀬一丁目 西中瀬二丁目 西中瀬三丁目	20 人以内

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(区協議会委員に関する経過措置)

- 2 改正後の別表第 3 に定める区協議会委員の定数は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区協議会の名称	区協議会委員の定数
中央区協議会	85 人に附則第 4 項の規定の適用を受けた者の人数を加えた人数以内
浜名区協議会	45 人から附則第 4 項の規定の適用を受けた者の人数を差し引いた人数（40 人を下回る場合にあっては、40 人）以内
天竜区協議会	25 人以内

- 3 施行日の前日に次の表の左欄に掲げる改正前の別表第 3 に定める区協議会の区協議会

委員の職にあった者（次項の規定の適用を受ける者を除く。）は、施行日において、改正後の第6条第1項の規定によりそれぞれ次の表の中欄に掲げる改正後の別表第5に定める地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうちから次の表の右欄に掲げる改正後の別表第3に定める区協議会の区協議会委員に選任されたものとみなす。

中区協議会	中地域分科会	中央区協議会
東区協議会	東地域分科会	
西区協議会	西地域分科会	
南区協議会	南地域分科会	
北区協議会	北地域分科会	浜名区協議会
浜北区協議会	浜北地域分科会	

4 施行日の前日に改正前の別表第3に定める北区協議会の区協議会委員の職にあった者のうち改正後の別表第5に定める中地域分科会の所掌区域内に住所を有するものは、施行日において、改正後の第6条第1項の規定により同表に定める中地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうちから改正後の別表第3に定める中央区協議会の区協議会委員に選任されたものとみなす。

5 施行日の前日に改正前の別表第3に定める天竜区協議会の区協議会委員の職にあった者は、施行日において、改正後の第6条第2項の規定により改正後の別表第1に定める天竜区の区域内に住所を有する者のうちから改正後の別表第3に定める天竜区協議会の区協議会委員に選任されたものとみなす。

6 前3項の規定により選任されたものとみなされた区協議会委員及び施行日から令和8年3月31日までの間に改正後の第6条第1項又は第2項の規定により選任される区協議会委員の任期は、改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

（地域分科会委員に関する経過措置）

7 改正後の別表第5に定める地域分科会委員の定数は、施行日から令和8年3月31日までの間は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

地域分科会の名称	地域分科会委員の定数
中地域分科会	20人に附則第4項の規定の適用を受けた者の人数を加えた人数以内
東地域分科会	20人以内
西地域分科会	25人以内
南地域分科会	20人以内
北地域分科会	25人から附則第4項の規定の適用を受けた者の人数を差し引いた人数（20人を下回る場合にあっては、20人）以内
浜北地域分科会	20人以内

（規則への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。